



協会けんぽ

くまもとだより

事業主さまをはじめ皆さまへご閲覧ください

健康保険委員にご登録ください!

～8,000人以上の方が登録中～

健康保険委員にご登録いただくと、
協会けんぽから健康づくりや健康保険の事務に関する情報をお届けします!

こんな方が
登録されています!

健康保険事務ご担当者、健診ご担当者
その他 総務事務ご担当者など

健康保険委員の特典

広報誌(スマイルけんぽ)をお届け!



四半期に一回、健康保険制度や健診、
健康経営に関する情報をお届けします!

実務研修会をご案内

年に一度、健康保険制度に
関する無料の研修会を
ご案内いたします!



協会けんぽGUIDEBOOKを お届け!

年に一回、健康保険のお手続きや
健診、申請書の書き方等について
まとめたガイドブックをお送りします!



下記に必要な事項をご記入のうえ、本紙をFAXにてご提出ください。

※健康保険委員に会費等は一切ございません。

健康保険委員登録用紙

※用紙の切り取りは不要です

FAX:096-241-8330

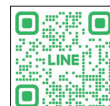
資格情報のお知らせ等に 記載されてる記号・番号	記号:	番号:
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和 平成 年	月 日
所属部署および役職		
メールアドレス※		@

※メールアドレスは、メールマガジンの
利用規約をご確認のうえご記入ください。

利用規約はこちら▶



協会けんぽ熊本支部LINEもご登録ください!



従業員様へ
ご回覧
ください

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただきますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。



資格確認書▶

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合は、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちでない場合とは、以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない。
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない。
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている。

対象者

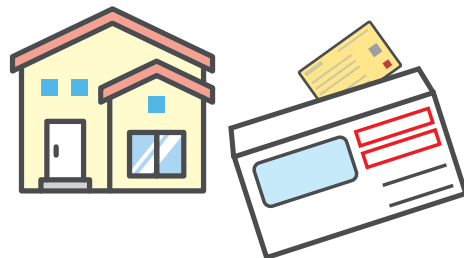
現在、健康保険証をお持ちの方(令和6年11月30日までに加入された方)であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様に資格確認書をお送りします。

送付時期

令和7年9月に送付します。

送付先

対象者様のご自宅に送付します。



※被扶養者様の資格確認書についても、被保険者様分と併せてご自宅へ送付します。
※資格確認書が5枚以上となる場合は、複数の封筒で送付します。



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、速やかに廃棄します。

同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。

資格確認書に関する
お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル:0570-015-369(ナビダイヤル)
受付時間:平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く



全国健康保険協会 熊本支部

協会けんぽ

〒860-8502

熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ

協会けんぽ 熊本

検索

協会けんぽ熊本支部の
メルマガを登録しませんか?

右のコードから登録ページに
アクセスできます。登録は無料です。



- ☐ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- ☐ すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和7年5月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。